

令和 8 年度鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター
企画推進業務に関する業務委託仕様書

1 目的

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、地域の多様な事業者との連携により、新事業や付加価値を創出することによって農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る、地域資源活用・地域連携にかかる支援拠点「鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター」において、農林漁業者等の地域資源活用・地域連携の取組を含む経営全体の経営改善を支援し、鳥取県内における地域資源活用・地域連携の推進を図る。

2 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

3 業務内容

地域資源活用・地域連携に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略策定や実行等を支援するための次の業務とする。

(1) 個別相談対応に関すること

県内の農林漁業者からの各種相談に対して助言を行い、その内容を記録する。

(2) サポート体制構築に関すること

ア (1) の個々の農林漁業者の相談を踏まえ、経営改善戦略策定や個々の課題解決に向けたアドバイス等を行うと共に、県、市町村、食品開発研究所など関係支援機関への紹介、連携をもって対応する。

イ 農林漁業者等が策定した事業計画書に基づき地域プランナーの派遣を調整する。

ウ サポートセンター地域窓口である県各農林局・農商工連携チーム長と緊密に連携、情報共有を行い、個別課題に対応した伴走支援を行う。

(3) 他業者とのマッチング促進に関すること

県内の支援機関等で構成される「とっとり農商工こらぼネット」において、6 次産業化や農商工連携に係る情報交換等に参加する。

(4) 支援事業者の状況把握に関すること

支援対象者等について、支援先概要、課題解決の方向性、支援の内容を記録し、支援後の経営改善状況等に関する情報も含めた支援シートを作成する。なお、支援シート作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等、支援に必要な資料の提供を受ける。また、県内の支援機関及び中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、(1) で作成した支援記録又は支援シートに記載された個人情報及び農林漁業者等の営業秘密の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で共有する。

(5) 案件の進捗管理に関すること

(6) 鳥取県が指定する会議及び研修等への出席及びその報告に関すること

なお、受注者の自己啓発・自己研鑽目的で参加するセミナーや講演会等は業務に含めない。

(7) サポート事業に係る必要な報告書類等の作成に関すること

(8) その他これらに付随する業務

4 業務場所・日時

(1) 業務場所

鳥取県庁市場開拓局食パラダイス推進課内及び支援先事業者の鳥取県内事務所等
なお、支援先事業者については、鳥取県から別途提示する。

(2) 業務日数

鳥取県庁の営業日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する

鳥取県の休日を除く。)のうち原則として月 21 日程度 (年間 252 日以内とする。)

(3) 業務時間

原則午前 9 時から午後 5 時までの間で、各業務日の業務時間は鳥取県と協議の上決定する。

5 留意事項

- (1) 鳥取県産業振興条例 (平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号) の趣旨を踏まえ、業務の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」及び「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (3) 業務実施の過程において、鳥取県と十分協議の上、作業を進めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、鳥取県の指示に従うこととする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を同項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書の規定により甲が承諾した再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。
(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報の廃棄（消去を含む。以下同じ。）を行うものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。
(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書の規定により甲が承諾した再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。
(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。